

【現行】長野市障害者基本計画施策体系

基本理念	ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気で暮らしていけるまちを目指す。		
基本的視点	ひとりひとりの尊重	地域生活移行の推進	地域で支えあう福祉の推進
基本目標	施策体系		
1 権利・理解の促進 ～ともに生きる心を育むために～	1-1 障害のある人の権利を守る		⇒
	1-2 障害を理解する		⇒
2 相談・福祉サービスの充実 ～地域で自立するために～	2-1 相談支援体制の促進	① 障害者ケアマネジメントの充実	2-1へ
		② 身近に相談できる体制づくり	
2-2 福祉サービスの充実	① 福祉サービスの質の向上	2-3へ	
	② 福祉施設の充実		
3 暮らしの充実 ～安心して生活するために～	3-1 生活基盤の整備	① 住まいの充実	7-2へ
		② 健康づくりの充実	6-2へ
		③ 所得の保障	4-3へ
		④ 生活の移動手段の確保	5-2へ
3-2 社会参加のために	① 余暇活動の充実	5-1へ	
4 教育、育成の充実 ～生きる力を育てるために～	4-1 母子保健事業・早期療育体制の充実	① 充実	6-1、3-2へ
		② 連携	
	4-2 福祉サービスの充実	① 充実	2-4、3-2へ
② 連携(情報交換及び提供)			
4-3 教育的支援の充実		3-1～3へ	
5 就労・日中活動の充実 ～積極的に活動するために～	5-1 雇用機会の拡大に向けて	① 相談から就労への支援	4-1、4-2へ
		② 企業へのアプローチ	
	5-2 日中活動の充実	① 日中活動	2-3、4-2へ
	5-3 工賃アップ		4-2、4-3へ
5-4 優先調達推進			
6 ユニバーサルデザインのまちづくり ～安心して活動できるように～	6-1 ユニバーサルデザインの推進	① ユニバーサルデザインを実現する公共施設の計画	7-2へ
		② 防犯・防災・災害	7-1へ
	6-2 地域生活の推進		1-1、2-3へ
6-3 コミュニケーション支援の充実		2-2へ	

【第2次】長野市障害者基本計画施策体系(案)

基本理念	障害のある人もない人も、すべての人が個性や能力を活かして自由に活動し、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指す。		
基本的視点	ひとりひとりの尊重	包括的な支援の推進	地域で支えあう福祉の推進
基本目標	施策体系		
1 障害に対する理解を深め、人権を守る	1-1 障害に対する理解の促進		⇒
	1-2 権利擁護の推進		
2 自立した生活・意思決定を支援する	2-1 相談支援体制の充実		⇒
	2-2 情報提供・意思疎通支援の充実		
	2-3 地域移行支援・福祉サービス等の充実		
	2-4 障害のある子どもに対する支援の充実		
3 個性を伸ばし、生きる力を育む	3-1 インクルーシブ教育システムの推進		⇒
	3-2 早期療育・発達支援の充実		
	3-3 教育環境の整備		
4 雇用・就労、経済的自立を支援する	4-1 障害者雇用の促進と就労支援の充実		⇒
	4-2 福祉的就労の充実		
	4-3 所得保障・経済的負担の軽減		
5 社会参加を促進する	5-1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実		⇒
	5-2 外出支援・移動手段の確保・充実		
6 母子保健・健康づくりを充実する	6-1 母子保健事業の充実		⇒
	6-2 健康づくりの充実		
7 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる	7-1 防犯・防災対策の強化		⇒
	7-2 ユニバーサルデザインの推進		
	7-3 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進		
基本理念について	【施策体系見直しの考え方】 国の第4次計画は、権利条約を批准してから初めての基本計画であり、条約を反映して作られた計画の基本理念にあるキーワード「共生社会の実現」「自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加」、「その能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援」を踏まえ、基本理念を定める。		
基本的視点について	第4次計画に示された分野横断的な視点として、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害のある女性、子ども、高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等が挙げられており、これらを踏まえ、「包括的な支援の推進」を計画の基本的視点とする。		
施策体系について	第3次から第4次にかけて施策体系(分野)が変更された国の計画の体系を踏まえ、これまでの継続性も考慮したうえで柱立てを変更する。 国の第4次計画では、権利条約の理念や東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした共生社会の実現・発信を目指し、これまで小項目であった「文化芸術・スポーツ等の振興」を独立した施策分野に格上げしており、本市も「社会参加を促進する」中の基本施策として、「文化・スポーツ活動等の活動支援の充実」を位置付ける。 また、アンケート調査や団体ヒアリングで意見・要望が多かった「移動手段の確保・充実」や「障害特性に応じた就労環境の整備・情報提供等、就労支援の充実」についても、それぞれ基本施策として位置づけ、引き続き推進していくこととする。		